

村議第 217 号  
平成23年 8月11日

村上市議会 議長 佐藤 宮吉 様

村上市議会  
議会運営委員会 委員長 長谷川 孝

議長の「合併後の議会運営のあり方についての問題提起」について（答申）

平成20年6月27日開催の村上市議会議会運営委員会で問題提起として諮問のあった標記のことについて、本議会運営委員会では合併により県内最大の行政面積を有する我が市にとって、速やかに市民の融和を図り、活力ある地域づくりを力強く推し進めるための議会が果たす役割の重要性に鑑み、不断の議会改革を推進するためには議会及び議員の活動原則等を定めた議会の最高規範としての基本条例の制定が最重要課題であると認識し、これに係る調査研究を重ねた結果、別添のとおり「村上市議会基本条例」（以下「議会基本条例」という。）を策定しましたので答申します。

この議会基本条例は、議会が二元代表制の趣旨を踏まえ、首長と相互抑制と均衡を図ること、市民の意思を的確に把握する仕組み及び制度を整え、市民との対話、参加を求めていくこと等議事機関、合議機関及び意思決定機関としての使命を掲げたものであります。

その使命を達成するために、公平・公正・透明な議会運営、開かれた議会の推進、市民と議会の関係、意思決定機関としての役割等を明文化し、市民の参加を促し、活力ある議会の実現を目指し、この議会基本条例を制定するものであります。

合併後、議会運営委員会では3年以上の時間を掛け、議会活性化の議論及び議会改革に向けての調査研究を重ねて参りました。その集大成として議会及び議員の活動原則等の基本事項を定めた議会の最高規範であるこの議会基本条例が、本村上市議会の更なる向上を果たすための指標となるよう念願するものであります。